

# 令和3年一級建築士試験受験要領



https://www.jaeic.or.jp/

令和3年3月

公益財団法人 建築技術教育普及センター

## 令和3年より、受験申込は、原則として「インターネットによる受付」のみとなります。

「インターネットによる受付」は、昨年まで過去に受験された方のみが対象でしたが、新規受験を含めたすべての方の受付が可能となります。なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、別途受付方法をご案内いたしますので受付期間に間に合うよう、お手数ですが4月7日（水）までに公益財団法人建築技術教育普及センター（以下、「センター」という。）本部までお問合せください。

また、受験申込に必要な書類等は、「受験の区分」「受験資格の区分」によって異なりますので、事前に確認し「インターネットによる受付期間」に間に合うよう必ず準備のうえ申込をしてください。

受験票については、マイページからダウンロードしたものを必ず印刷したうえで試験場に持参してください。

試験場は、マイページからダウンロードする受験票に明記してお知らせします。

一級建築士試験は、建築士法第13条の規定に基づいて、国土交通大臣により行われるものです。

試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の2第1項の規定に基づき、国土交通大臣から中央指定試験機関の指定を受けた公益財団法人建築技術教育普及センター（以下、「センター」という。）が行います。受験申込に関しての不明な点については、センター又は住所地の都道府県ごとに設立されている一般社団法人又は公益社団法人の建築士会（以下、「都道府県建築士会」という。）へお問い合わせください。

## 1. 試験の構成等

### (1) 試験の構成

一級建築士試験は、「学科の試験」と「設計製図の試験」について行われますが、「設計製図の試験」は「学科の試験」に合格しなければ受験することができません。また、令和元年又は令和2年に行われた一級建築士試験において「学科の試験」に合格した方は、本人の申請により、本年の試験における「学科の試験」が免除されます。

受験申込は、「学科の試験から」の場合と「設計製図の試験のみ（「学科の試験」が免除）」の場合で異なりますので、十分ご注意ください。

### (2) 出題科目、出題数等

試験の区分	出題形式	出題科目	出題数	試験時間
「学科の試験」	四肢択一式	学科Ⅰ（計画）	20問	計2時間
		学科Ⅱ（環境・設備）	20問	
		学科Ⅲ（法規）	30問	1時間45分
		学科Ⅳ（構造）	30問	計2時間45分
		学科Ⅴ（施工）	25問	
「設計製図の試験」	あらかじめ公表する課題の建築物についての設計図書の作成	設計製図	1課題	6時間30分

### (3) 「設計製図の試験」の課題

「設計製図の試験」の課題は、令和3年7月21日（水）頃からセンターのホームページにおいて公表します。

## 2. 受験資格

建築士法の改正（令和2年3月1日施行）に伴い、受験する際の要件となっていた実務の経験が、免許登録の要件になりました。

### ●一級建築士試験の受験資格（建築士法第14条）

建築士法第14条	建築に関する学歴又は資格等
第一号	大学、高等専門学校（旧制大学を含む）において、指定科目を修めて卒業した者（※1）
第二号	二級建築士
第三号	国土交通大臣が上記の者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者（※2） （令和元年国土交通省告示第752号ほか）

(注)「国土交通大臣が定める建築士法第14条第三号に該当する者の基準」に基づき、あらかじめ学校・課程から申請のあった開講科目が指定科目に該当すると認められた学校以外の学校（外国の大学等）を卒業して、それを学歴とする場合には、建築士法において学歴と認められる学校の卒業者と同等以上であることを証するための書類が必要となります。提出されないときは、「受験資格なし」と判断される場合があります。詳細は次頁の「3. 受験申込に必要な書類」により確認してください。

(※1) 専門職大学の前期課程を含む。

(※2) 建築設備士を含む。

### ●受験資格の学歴要件 ⇒ 学歴要件について

- ・学校の入学年が平成21年度以降の方…国土交通大臣の指定する建築に関する科目（以下、「指定科目」という。）を修めて卒業
- ・学校の入学年が平成20年度以前の方…所定の課程を修めて卒業

### <災害等が発生した場合における試験実施の対応方針について>

災害等が発生した場合、全国又は一部地域において、試験日前又は試験当日の試験場を含む地域の災害の状況や交通機関・試験場の状況等により、開始時間を遅らせる又は当日の試験を中止し、後日再試験の実施を判断する場合があります。災害等が発生した場合における試験実施に関する情報は、センターのホームページ及びメールにて情報提供する予定です。そのため、必ず試験までに同ホームページ及びメールを確認してください。同ホームページ及びメールに記載した試験実施に関する情報については、同情報を確認しないことにより生じるいかなるトラブルに対しても、センターは責任を負いかねます。

### 3. 受験申込に必要な書類

#### (1) 必ず全員が準備するもの

##### ●顔写真の電子ファイル

無帽・無背景・正面上3分身、本人のみを写し、試験時に本人確認ができるデジタル化された鮮明な写真で、デジタルカメラ、スマートフォンなどで撮影した顔写真の電子ファイルを準備してください。

- ①受験申込前6カ月以内に撮影したもので、写真のサイズは、幅665・高さ915ピクセル（指定のサイズに切り取りができる「顔写真切り取りツール」が受付トップ画面にありますのでご利用ください。）
- ②ファイルの形式はJ P E G形式に限ります。（ビットマップ形式やその他の形式のファイルは使用できません。）
- ③合格者の写真等は、国土交通大臣を経由して中央指定登録機関に提供されます。また、「設計製図の試験」の合格通知書に写真が印刷され、建築士免許登録時の本人確認に利用されますので、**鮮明な写真としてください。**なお、写真は適切に本人確認ができる明瞭なものとしてください。写真に明確な不備がある場合（例えば本人確認が困難等）は、原則として受験申込を受理できず、受験できませんのでご注意ください。（また、受験申込を受理した場合でも、不鮮明な写真等の場合には試験当日の試験時間内に必要に応じて本人確認（身分証明書の提示等）を求める場合もありますのでご注意ください）

#### (2) 初めて受験申込する方（新規申込者）が準備するもの

初めて受験申込を行う方は、インターネットでの申込情報入力後、簡易書留郵便にて必要書類を提出する必要があります。必要な書類は「受験資格区分」等によって異なりますので事前に確認し、受付期間に間に合うように必ず準備のうえ申込をしてください。なお、初めて受験申込を行う方（新規申込者）の対象の方は下記の1）～3）に該当する方です。

- 1）一級建築士試験の受験申込が初めての方
  - 2）平成14年以前に一級建築士試験の受験申込をして、平成15年以降受験申込していない方
  - 3）平成15年以降に受験申込をしたが個人情報の使用について承諾していない方
- 2）、3）に該当する方で過去の受験票又は合否の通知書をお持ちの方は②へ

#### ①受験資格区分等により必要となる提出書類

受験資格区分等によって提出書類が異なります。以下を参照のうえ、必要となる書類を準備し、インターネットでの申込情報入力完了後、簡易書留郵便にて提出してください。証明書等の氏名が婚姻等の理由により変更になっている場合には、氏名の変更が確認できる書類（戸籍抄本又は謄本の原本等）の提出も必要です。

受験資格	平成21年度以降の入学の場合	平成20年度以前の入学の場合
学 歴	「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」（旧書式は認められません。試験時、登録時に必要な実務経験年数が記載されているものが必要） →注1、 <a href="#">証明書サンプル</a>	卒業証明書（専攻・コースによる告示認定校の場合は、その専攻・コース名が明記された卒業証明書が必要） → <a href="#">学校名別学校コード表</a> を参照
※外国大学等とする場合	①卒業証明書（日本語訳を添える。） ②単位取得証明書又は成績証明書（日本語訳を添える。） ③課程説明書（シラバス、日本語訳を添える。） ④「受験資格確認表」 ⑤「履修科目一覧表」 詳細は <a href="#">こちら</a>	
二級建築士	二級建築士免許証の写し（免許証の再交付等手続期間中等の場合は証明書でも可）→注2	
建築設備士	建築設備士試験合格（又は建築設備士講習受講）証書の写し（紛失の場合は、センターで証明書の発行を受けて提出）→注3 <a href="#">建築設備士試験の合格（修了）年月日一覧</a> を参照	

注1 「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」の備考欄に「置換」と明示されている場合、「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」に加え「置換科目一覧表」の提出が必要です。

注2 二級建築士免許証の写しを送付する場合は、A4サイズの用紙に複写して、表面の余白に原本とは相違ないという文言、日付（証明日）、氏名（署名）を記載のうえ提出してください。詳細は[こちら](#)

注3 免許証等の写しの提出はA4サイズの用紙に複写して提出してください。

※ 受験資格の判断に当たって、センターから受験申込に必要な証明書類以外の添付書類の提出を求める場合があります。その際には、必要な書類を整えてすみやかに提出してください。

- ②上記2）3）に該当する方で過去の受験票又は合否の通知書をお持ちの方は、過去の受験票（写し）又は合否通知書（写し）を準備し、インターネットでの申込情報入力完了後、簡易書留郵便にて提出してください。提出方法は[こちら](#)  
過去の受験票等の氏名が婚姻等の理由により変更になっている場合には、氏名の変更が確認できる書類（戸籍抄本又は謄本の原本等）の提出も必要です。

#### (3) 過去に受験申込した方（過去申込者）が準備するもの

平成15年以降に一級建築士試験を受験した方のうち、個人情報の使用についてあらかじめ承諾している方が対象です。

##### ●過去受験番号のわかるものの準備（過去の受験番号が不明な場合は、[こちら](#)）

過去受験票、合否通知書等で受験番号を確認のうえ、受験申込をしてください。

また、昨年以前の受験申込時から氏名が変更となる場合（昨年以前に氏名の変更手続きを行なっている方は除く。）は、当時の氏名（旧姓）で受験申込を行ってください。受付完了後、記載事項変更届（戸籍謄本等を添付）として氏名の変更手続きをしてください。

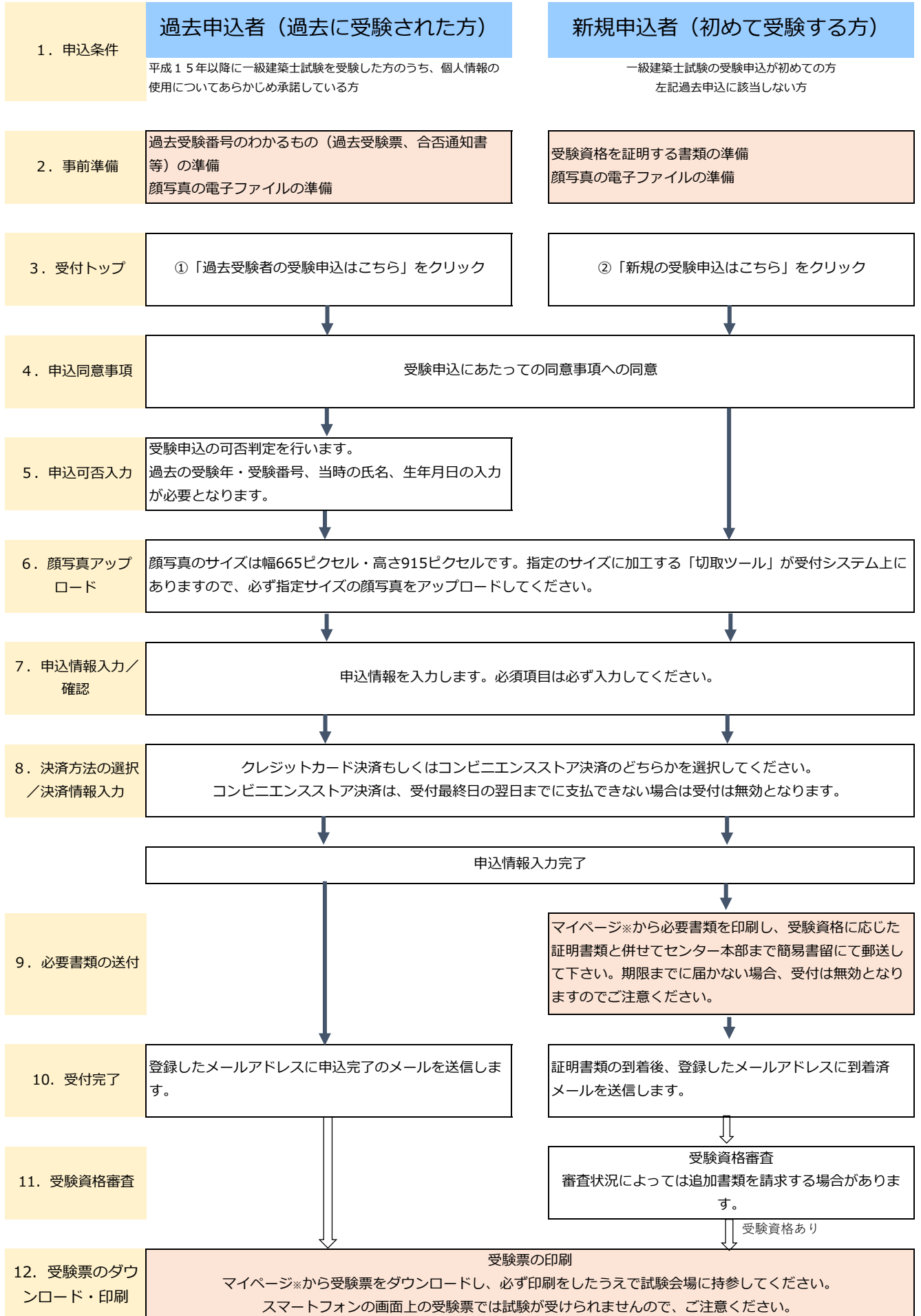
建築士法の改正に伴い、建築士試験の受験時ではなく、合格後の免許登録時に建築実務の経験を確認することとなりました。このため、免許登録時に学歴又は資格に応じた建築実務の必要年数を確認する必要があることから、令和元年以前に受験したことのある方（令和元年以前の受験申込時に（2）①の書類を既に提出した方）でも、合格後の免許登録時に、学歴又は資格を証するものとして、（2）①の書類を提出する必要があります。（令和2年以降の申込において（2）①の書類を提出した方は除く）ただし、今回の受験申込の際に（2）①の書類をあらかじめ提出した場合は、合格後の免許登録時における当該書類の提出が省略可能となりますので、積極的にご活用をご検討ください。

<参考>

同様に、制度改正に伴い、合格後の免許登録時には改めて実務経歴書と実務経歴証明書の提出が必要となりますのでご準備ください。

## 4. インターネットによる受付の手順

受付期間：令和3年4月1日（木）午前10時～4月15日（木）午後4時



※インターネットによる受付において受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用のページです

## (1) インターネットによる受付

インターネットによる受付の手順の詳細については[こちら](#)

受付期間：令和3年4月1日（木）午前10時～4月15日（木）午後4時

## (2) 受験手数料

17,000円（他に、事務手続手数料が必要です。）

決済は、クレジットカードもしくはコンビニエンスストアの2つの方法になります。

クレジットカード決済は、カード番号等を入力する必要がありますので、事前にクレジットカードを用意してください。コンビニエンスストア決済は、支払番号や支払方法を確認のうえ、4月16日（金）（受付最終日の翌日）までに受験手数料等を納付してください。受付最終日の翌日までに支払いできない場合は、**受付は無効**となります。

なお、一旦納付された受験手数料は、センターの責により試験を受けることができなかった場合又は新型コロナウイルス感染症に関連する健康上の特別な理由（濃厚接触者である、発熱等がある、基礎疾患がある等）が存すると診断書の提出等により認められた場合を除き、返還されません。

## (3) 受験資格を証明する書類の送付（新規申込者のみ）

### ●受験資格を証明する書類の提出期限：令和3年4月22日（木）（必着）

受験申込に必要な書類等は、「受験の区分」、「受験資格の区分」によって異なりますので、事前に確認し、受付期間に間に合うように必ず準備のうえ、申込をしてください。

入力事項送信完了後、マイページから必要書類を印刷し、受験資格に応じた「受験申込みに必要な書類」と併せてセンター本部宛てに簡易書留郵便にて送付する必要があります。4月22日（木）（必着）までに届かなかった場合及び書類に不備がある場合は、受験できませんのでご注意ください。

●郵送先 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル  
（公財）建築技術教育普及センター本部 一級建築士試験受付係

## (4) 受験票の交付（試験は受験票に明記された試験場で受験してください。）

令和3年6月25日（金）頃からマイページにおいてダウンロードができます。

本年から受験票の郵送は、原則行いませんので、必ず印刷したうえで試験場に持参してください。

スマートフォンの画面上の受験票では試験が受けられませんので、ご注意ください。

## (5) 受験特別措置

身体に障がいがあるため、受験に際し、特別な措置（座席の配慮、試験時間の延長、ドラフターの使用、コンピューターの使用による解答方式等）を希望する方は、**受験申込画面において「受験特別措置希望有無」欄にチェック（レ点）を入れ、障がいの症状と希望する配慮の内容を入力し、特別措置申請書等を郵送にてお送りください。**（なお、障がいの程度、試験場の都合等により希望する措置を受けられない場合があります。）※妊娠により、座席の配慮等を希望する場合も上記と同様です。

## (6) 注意事項

### ①メールアドレスについて

試験会場の変更、災害等による再試験の案内及びその他の重要なお知らせ等は、メールで案内します。迷惑メールなどの設定によりメールが届かない場合がありますので「info@jaeic-shiken.jp」からのメールを受信できるように事前に設定の変更をお願いします。

なお、メールが届かない場合も考えられるので、センターのホームページ、マイページをよくご確認ください。

### ②顔写真の不備について

提出された顔写真に不備がみられた場合、センターより顔写真の差し替えを依頼します。対象者には差替依頼のメールを送信しますので、マイページにログインし、速やかに差替手続きを行ってください。なお、写真に明確な不備がある場合（例えば本人確認が困難等）は、原則として受験できませんのでご注意ください。

### ③申込情報の入力について

申込情報を入力する際に使用する文字は、「JIS第一水準・第二水準」としてしてください。セキュリティ対策のため、タイムアウト機能を設定しているため、30分以内に入力を行ってください。30分を超過すると、最初から入力を行うこととなります。なお、最終日の午後4時以降においてタイムアウトになった場合、申込できませんので注意してください。

## 5. 試験日・時間割及び試験当日の注意

### (1) 試験日及び時間割

#### ●「学科の試験」

試験日	時間割		
7月11日(日)	9:30~9:45(15分)	注意事項等説明	
	9:45~11:45(2時間)	学科Ⅰ(計画)	20問 建築計画、建築積算等
		学科Ⅱ(環境・設備)	20問 環境工学、建築設備(設備機器の概要を含む。)等
	(45分)	休憩	
	12:30~12:55(25分)	注意事項等説明、法令集チェック	
	12:55~14:40(1時間45分)	学科Ⅲ(法規)	30問 建築法規等
	(20分)	休憩	
	15:00~15:10(10分)	注意事項等説明	
15:10~17:55(2時間45分)	学科Ⅳ(構造)	30問 構造力学、建築一般構造、建築材料等	
	学科Ⅴ(施工)	25問 建築施工等	

(注) 学科の試験で「学科Ⅰ・Ⅱ」を欠席した方は、「学科Ⅲ」及び「学科Ⅳ・Ⅴ」の受験を認めません。

#### ●「設計製図の試験」

試験日	時間割	
10月10日(日)	10:45~11:00(15分)	注意事項等説明
	11:00~17:30(6時間30分)	設計製図

(注) 「学科の試験」及び「設計製図の試験」の解答に当たり、適用すべき法令については、令和3年1月1日現在において施行されているものとします。

### (2) 試験場

- ① 住所地の都道府県で試験を受験してください。マイページにて発行される受験票に明記されます。
- ② 試験場はセンターが指定し、後日、受験票に明記してお知らせします。
- ③ 長崎県杵岐・対馬に在住の方は、福岡県の試験場でも受験ができます。
- ④ 受験申込をした後に、住所地の変更等の事由により、他の都道府県に試験地の変更を希望する場合、申請期限までに必要書類を提出してください。[試験地変更願](#)
- ⑤ 会場の都合等により、試験場が変更となる場合は、センターのホームページ等でお知らせします。また、受験票の発行日以降に試験場が変更となる場合には、対象者にメール等で通知します。
- ⑥ 試験場となる会場に対する電話等での問い合わせ、建物内への事前立ち入り等の行為は、ご遠慮ください。
- ⑦ 試験時間内の本人確認のため、一時的にマスク等を外すよう指示されることがあります。
- ⑧ 施設の使用条件により、飲食(ペットボトル等のふた付きのものは除く)を認めない場合がありますので、ご注意ください。
- ⑨ 試験場及びその周辺への自家用車等の駐車はできませんので、他の交通機関を利用して下さい。もし、違法駐車し、警察又は学校当局等から撤去要請があった場合は、試験時間内であっても退室し、撤去していただきます。一度退室すると、それ以後の試験を継続して受験することができない場合もあります。
- ⑩ 試験場は、喫煙専用室を含めてすべて禁煙とします。

### (3) 試験当日の携行品

受験票については、マイページからダウンロードしたものを必ず印刷したうえで試験会場に持参してください。

スマートフォンの画面上の受験票では試験が受けられませんのでご注意ください。

試験当日、本人確認をする場合がありますので、身分証明書(原則として、顔写真付きのもので、運転免許証、パスポート、社員証、学生証等)を持参してください。

#### ●「学科の試験」

- ① 必ず携行するもの 受験票、黒鉛筆(HB又はB程度、シャープペンシルを含む。)、消しゴム
- ② 携行できるもの 法令集[学科Ⅲ(法規)の問題を解答する場合に限り、原則として、1冊使用できます。ただし、本編に付随する告示編等がある場合は1セットとして使用を認めます。使用が認められる法令集の詳細は、[こちらを参照](#)]、鉛筆ケズリ、時計又はストップウォッチ(小型で時計機能のみのものに限る、アラーム等音の機能の使用は不可)
- ③ 携行できないもの 電卓、計算尺、計算機能のあるもの、電動消しゴム、その他、上記①、②以外のもの

#### ●「設計製図の試験」[使用が認められる平行定規と型板\(テンプレート\)について](#)

- ① 必ず携行するもの 受験票、黒鉛筆(HB又はB程度、シャープペンシルを含む。)、消しゴム
- ② 携行できるもの 製図板[45cm×60cm程度とし、傾斜用の軽易なまぐらの使用は可とする。ただし、使用に際しての製図板の傾斜角度は30度以下とする。]、T定規(60cm程度)、平行定規、その他の定規(直定規、三角定規、勾配定規、雲型定規)、円・だ円・正三角形・正方形及び文字用の型板(テンプレート)、三角スケール、分度器、コンパス、ディバイダー、ハケ、画びょう、製図用テープ、しんホルダー、鉛筆ケズリ、消し板(テンプレートとしての使用は不可)、計算尺、電卓(加減乗除、ルート、メモリー、%機

能、関数機能を限度とし、プログラム機能を有せず、小型で音のしないもの)、問題チェック用の蛍光ペン・色鉛筆(答案用紙への使用は不可)、滑り止めマット(他の受験者の妨げになるものは不可)、時計又はストップウォッチ(小型で時計機能のみのものに限る、アラーム等音の機能の使用は不可)

- ③携行できないもの ドラフター、問題用紙つり器具、認められる図形及び文字用以外の型板(テンプレート)、点線・破線等を引くことができる型板(点線スケール)、ソロバン、メモ用紙、トレーシングペーパー、電動消しゴム  
その他、上記①、②以外のもの

※上記②の定規やテンプレート、三角スケールに目印としてマークしたもの、シールを貼ったものの使用は認めません。

(注) 試験場への飲物の持ち込みについては、ペットボトル等のふた付きのものに限り認めます。また、試験室内での耳栓の使用は認めません。

#### (4) 無線通信機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、通信機能付き時計等)の取り扱い

携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、電話機能やメールの送受信機能がある時計等の無線通信機器について、試験期間内、または、試験室内での使用は禁止します。前記での使用の場合は不正行為とみなし、処分の対象となります。なお、無線通信機器を試験室内に持ち込む場合には、注意事項等説明時に「無線通信機器入封筒」を配布しますので、電源を切ってその中に入れ試験終了まで机の上に置いて各自で管理してください。

#### (5) 試験問題の持ち帰り

受験者に配布した試験問題については、試験終了まで試験室に在室した方に限り、持ち帰りを認めます。なお、「学科の試験」については、「学科Ⅰ・学科Ⅱ」、「学科Ⅲ」及び「学科Ⅳ・学科Ⅴ」ごとに、それぞれの試験終了まで試験室に在室した方に限り、試験問題の持ち帰りを認めます。

### 6. 合格者の発表等

#### (1) 合格者の発表日及び合否の通知

合格者の発表日	
「学科の試験」	令和3年 9月 7日(火)(予定)
「設計製図の試験」	令和3年12月24日(金)(予定)

「学科の試験」及び「設計製図の試験」の受験者には、それぞれ、国土交通大臣の行った合否の判定結果を通知(郵送)し、不合格者には試験の成績を併せて通知(郵送)します。ただし、欠席者(「学科の試験」においては一部の科目欠席者を含む)へは通知しません。

また、「学科の試験」にあつては合格者の受験番号一覧表を、「設計製図の試験」にあつては合格者一覧表をセンター本部・支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示するとともに、センターのホームページにも掲載します。

#### (2) 試験問題及び合否判定基準等の公表

下表に示すとおり公表します。

項目	公表内容	公表方法	公表日
「学科の試験」	試験問題	センター支部及び都道府県建築士会に試験問題(写し)を掲示すること等により行う。※	試験日の翌日(翌日が休日に当たるときは、翌々日)以後
	①正答肢、②配点、③合格基準点、④試験データ等(全国の実受験者数、合格者数、合格率、合格者の学歴・資格別、所属業種等別、職務内容別、年齢別、男女別構成比)	センター支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示するとともに、センターのホームページにも掲載する。	合格者の発表日
「設計製図の試験」	試験問題	センター支部及び都道府県建築士会に試験問題(写し)を掲示すること等により行う。※	試験日の翌日(翌日が休日に当たるときは、翌々日)以後
	①採点のポイント、②採点結果の区分、③合格基準、④試験データ等(全国の実受験者数、合格者数、合格率、合格者の学歴・資格別、所属業種等別、職務内容別、年齢別、男女別構成比)	センター支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示するとともに、センターのホームページにも掲載する。	合格者の発表日
	標準解答例		

※試験問題等のセンターのホームページへの掲載については、合格者の発表日以後に行います。

### 7. 新型コロナウイルス感染症などへの対策について

新型コロナウイルス感染症等への対応について、センターホームページに掲載しておりますので、ご確認のうえ受験申込をしてください。なお、情報は随時更新予定です。最新の対応について、定期的にセンターホームページをご確認ください。詳細は[こちら](#)

## 学歴要件について

### 平成 21 年度以降の入学者の場合

平成 21 年度以降に入学している者は「指定科目を修めて卒業」が受験資格の条件となり、表 1 に示す学校等別に修得する指定科目の単位数に応じて、免許登録の際に所定の実務経験年数が必要となります。なお、指定科目の分類ごとの必要単位数は、表 2 に示すとおりです。また、学校・課程から申請のあった開講科目について指定科目に該当することをセンターが確認した科目については、センターのホームページにより確認してください。

表 1. 学校等別、必要な指定科目の単位数

学 校 等		指定科目の 単位数 (注)	試験時に必要と なる実務年数	登録時に必要と なる実務年数
大学、高等専門学校（「本科+専攻科」の卒業者に限る。）、職業能力開発総合大学校（総合課程、長期課程又は応用課程の卒業者に限る。）、職業能力開発大学校（応用課程の卒業者に限る。）		60	0年	卒業後2年以上
		50		〃 3年以上
		40		〃 4年以上
短期大学（修業3年以上）※1）		50		〃 3年以上
		40		〃 4年以上
短期大学（修業2年以上）※2）、高等専門学校（本科のみの卒業生）、職業能力開発総合大学校（専門課程のみの卒業生）、職業能力開発大学校（専門課程のみの卒業生）、職業能力開発短期大学校		40		〃 4年以上
専修学校	専門課程で修業4年以上	60		〃 2年以上
	専門課程で修業3年以上	50		〃 3年以上
	専門課程で修業2年以上	40		〃 4年以上

(注) 指定科目の単位数の条件は、表 2 に示す。

※1) 専門職大学の3年の前期課程を含む。

※2) 専門職大学の前期課程を含む。

なお、専門職大学及び専門職短期大学の卒業生については、従来の大学及び短期大学の卒業生と同じ扱いとなります。

表 2. 指定科目の分類ごとの必要単位数等

指定科目の分類	学校等	大学等	短期大学(修業3年以上)、 専修学校(専門課程で修業 3年以上)等	短期大学(修業2年以上)、 専修学校(専門課程で修業 2年以上)等
①建築設計製図		7	7	7
②建築計画		7	7	7
③建築環境工学		2	2	2
④建築設備		2	2	2
⑤構造力学		4	4	4
⑥建築一般構造		3	3	3
⑦建築材料		2	2	2
⑧建築生産		2	2	2
⑨建築法規		1	1	1
①～⑨の計(a)		30	30	30
⑩その他(b)		適宜	適宜	適宜
総単位数(a)+(b)		60, 50, 40	50, 40	40

(注) 指定科目の分類ごとに定められた単位数及び総単位数(a)+(b)を満たすことが条件となります。

### 平成 20 年度以前の入学者の場合

「平成 20 年 11 月 27 日までに所定の学校を卒業している者」及び「平成 20 年 11 月 27 日までに所定の学校に在学する者で平成 20 年 11 月 28 日以後に当該学校を卒業した者」については、当時の「所定の課程を修めて卒業」という学歴要件(表 3)が適用されます。

表 3. 平成 20 年度以前の入学者に適用される学歴要件

	建 築 に 関 す る 学 歴 又 は 資 格		試験時に必要と なる実務年数	登録時に必要と なる実務年数
(一)	大学(旧制大学を含む)	課 程	0年	卒業後2年以上
(二)	3年制短期大学(夜間部を除く)			〃 3年以上
(三)	2年制短期大学			〃 4年以上
	高等専門学校(旧制専門学校を含む)			〃 4年以上
(四)	その他国土交通大臣が特に認める者 (平成 20 年国土交通省告示第 745 号ほか)		所定の年数以上	



## 個人情報の取り扱いについて

- (1) 一級建築士試験の合格者の受験申込書・受験資格を証する書類等が、国土交通大臣を経由して中央指定登録機関に提供されます。
- (2) 収集した個人情報は、センターの個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。なお、詳細については、センターのホームページをご覧ください。

## 受験申込後の各種届出等

受験申込後、変更が生じた場合は、届出又は願を（公財）建築技術教育普及センター業務部第一課（〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル）宛てに提出してください。詳細は、センターのホームページを確認してください。

### 1. 受験申込書記載事項変更届 及び試験地変更願

受験申込後、氏名、住所地（現住所）、試験地等に変更がある場合には、下記の要領により申し出てください。電話による変更の連絡は一切受け付けません。

(1) 必ず必要な書類・・・申請書（センターのホームページから[ダウンロード](#)して、必須事項を記入してください。）

#### (2) 添付書類、提出方法

1) 婚姻等により氏名が変更となった場合

申請書と併せて「氏名の変更が確認できる書類（戸籍抄本又は謄本の原本等）」を郵送してください。

2) 住所（現住所）、その他の項目を変更する場合

生年月日、性別等を変更する場合は、「その他」の欄に分かるよう記入してください。氏名、試験地の変更がない場合は、添付書類は不要であり、FAXによる申請が可能です。

3) 試験地を変更する場合

A：「学科の試験」の申請期限日までに試験地を変更する場合

申請書と併せて「新住所(異動先)の都道府県が確認できる書類※」を郵送にて申請してください。

B：「学科の試験」の申請期限日以降に「設計製図の試験」の試験地を変更する場合

申請書と併せて下記の3点を郵送にて送付してください。

ア. 「新住所(異動先)の都道府県が確認できる書類※」

イ. 受験票の写し

ウ. 所要の切手を貼った、宛先明記の「試験地変更通知書送付用封筒」

※「新住所(異動先)の都道府県が確認できる書類」の例：①住民票、②異動の辞令の写し(異動先の支店名や住所が明記されたもの)、③住所が明記された公共料金領収書、賃貸契約書の写し

#### (3) 試験地変更願にかかる注意事項

・「新住所(異動先)の都道府県が確認できる書類」を提出できない場合は、試験地変更を認めません。

・同じ都道府県内における試験場の変更は、認められません。

・試験地の変更が認められた場合、「学科の試験」申請時の変更は受験票に明記し、「設計製図の試験」申請時の変更は「試験地変更通知書送付用封筒」（上記（2）添付書類のウ.の封筒）を利用のうえ通知します。ただし、「設計製図の試験のみ」の受験申込者で、「学科の試験」の試験地変更が可能な時期までに申請する場合は、受験票に変更後の試験場を明記します。

#### (4) 申請期限

「学科の試験」：令和3年 6月 2日（水）必着

「設計製図の試験」：令和3年 9月 6日（月）必着

(注)「設計製図の試験」の準備の都合上、「設計製図の試験」の試験地変更の申請期限は、「学科の試験」の合格発表日前になります。

### 2. 合格通知書等送付先変更願（「1. 受験申込書記載事項変更届」を兼ねる場合は、その旨併せて以下の申請書に明記し、提出願います。）

「学科の試験」、「設計製図の試験」合格通知書等の送付先は、マイページよりログインしていただき、変更手続きを行ってください。「学科の試験」：8月13日（金）以降、「設計製図の試験」：11月4日（木）以降に住所の変更のため通知書送付の宛先が変わる場合には、下記の要領で封書にて申し出てください。

#### (1) 必要書類

①申請書（任意の書式）【受験番号、氏名、新旧住所（郵便番号も記入）を明記】

②所要の郵便切手を貼った宛先明記の「通知書送付用封筒」

(2) 封書の表に、「合格通知書等送付先変更願」、封書の裏には、試験の種類、受験番号、住所、氏名を明記してください。

#### (3) 申請期限

「学科の試験」：令和3年 8月31日（火）必着

「設計製図の試験」：令和3年 12月17日（金）必着

参考1 災害等が発生した場合における試験実施の対応方針等について

<災害等が発生した場合における試験実施の対応方針について>

災害等が発生した場合、全国又は一部地域において、試験日前又は試験当日の試験場を含む地域の災害の状況や交通機関・試験場の状況等により、開始時間を遅らせる又は当日の試験を中止し、後日再試験の実施を判断する場合があります。災害等が発生した場合における試験実施に関する情報は、センターのホームページ及びメールで情報提供する予定です。そのため、必ず試験までに同ホームページ及びメールを確認してください。同ホームページ及びメールに記載した試験実施に関する情報については、同情報を確認しないことにより生じるいかなるトラブルに対しても、センターは責任を負いかねます。

- ・災害等が発生した場合における試験実施に関する対応方針として、
  - ①試験日前又は試験当日の試験場を含む地域の災害の状況や交通機関・試験場の状況等により、全国又は一部地域において、「学科の試験」は最大1.5時間、「設計製図の試験」は最大2時間開始時間を遅らせる又は当日の試験を中止し、後日再試験の実施を判断する場合があります。
  - ②①については、試験当日の災害が事前に見込まれる場合や、試験日前に災害があった場合等は、全国又は一部地域において、安全を最優先として事前の判断をする場合があります。
  - ③最終的には、「学科の試験」は当日朝7時、「設計製図の試験」は当日朝8時に判断します。
  - ④これらの最新の情報については、センターホームページ及びメールでお知らせします。
- ・当日の試験を中止し、後日再試験と判断された場合には、センターホームページ及びメール等による通知で、詳細を示します。なお、「学科の試験」が再試験になった場合、学科の試験＋設計製図の試験＋合格発表について改めて日時等を提示します。また、「設計製図の試験」が再試験になった場合、設計製図の試験＋合格発表について改めて日時等を提示します。
- ・災害等が発生した場合等に活用することがあるので、今後転居により住所、電話番号が変更になった場合には、センターに「記載事項変更届」を提出してください。

参考2 建築設備士試験の合格（修了）年月日一覧表

【合格（修了）年月日がわからない場合は、合格（受講）証書番号又は登録番号の上4桁から合格（修了）年月日が判断できますので下表の規則にしたがって記入してください。】

	合格(受講)証書番号 又は登録番号	合格(修了)年月日
□□□□-××××× (数字4桁)	0100-×××××	昭和62年 1月 30日
	0101-×××××	昭和62年 3月 30日
	0200-×××××	昭和63年 1月 28日
	0300-×××××	平成元年 1月 26日
□□△□-××××× (数字2桁) (アルファベット) (数字1桁)	61△□-×××××	昭和62年 1月 30日
	62△□-×××××	昭和63年 1月 28日
	63△□-×××××	平成元年 1月 26日
	01△□-×××××	平成 2年 1月 25日
	02△□-×××××	平成 3年 1月 25日
	03△□-×××××	平成 4年 1月 24日
	04 } △□-×××××	平成 5年 1月 1日
	14 } △□-×××××	平成15年 1月 1日
	15△□-×××××	平成15年10月30日
	16△□-×××××	平成16年10月28日
	17△□-×××××	平成17年10月27日
	18△□-×××××	平成18年10月26日
	19△□-×××××	平成19年10月25日
	20△□-×××××	平成20年10月23日
	21△□-×××××	平成21年10月29日
	22△□-×××××	平成22年10月28日
	23△□-×××××	平成23年10月27日
	24△□-×××××	平成24年11月 1日
	25△□-×××××	平成25年10月31日
	26△□-×××××	平成26年10月30日
27△□-×××××	平成27年10月29日	
28△□-×××××	平成28年10月27日	
29△□-×××××	平成29年10月26日	
30△□-×××××	平成30年11月 8日	
□□△△-××××× (数字2桁) (アルファベット2文字)	19△△-×××××	令和元年11月 7日
	20△△-×××××	令和2年11月 5日